

平成 29 年度 第 1 回福岡県指定管理者選定委員会

- 日 時：平成 29 年 6 月 27 日（火）13 時 30 分～
- 場 所：人事課ミーティングルーム（県庁 10F）

【事務局】

みなさんおはようございます。平成 29 年度第 1 回福岡県指定管理者選定委員会の開会に先立ちまして、委員の委嘱状の交付を行います。委嘱状につきましては、皆様のお手元、机上に置かせていただいておりますのでご確認をよろしくお願ひします。今回は第 1 回の委員会ですので、委員長が選出されますまでの間、事務局で進行させていただきます。委員の皆様におかれましては、福岡県指定管理者選定委員会委員を快くお引き受けいただきましたこと、御礼申し上げます。本年度の選定対象施設につきましては、県営公園やスポーツ施設など 6 施設であります。どうか忌憚のないご意見をいただきますようお願いいたします。

それでは、委員長及び副委員長の選任をお願いしたいと思います。今年度より、会議の円滑な運営を図るため、副委員長を設置することといたしました。設置要綱第 3 条第 4 項に定めるとおり、副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときにその職務を代理していただくものです。委員長及び副委員長は、委員会設置要綱第 3 条第 2 項により、委員の互選で決めることとしております。まずは委員長につきまして、どなたかご推薦はございませんでしょうか。

●委員

○○委員を推薦します。

【事務局】

ただいま、○○委員に委員長をお願いしてはどうかという意見がありましたが、いかがでしょうか。

●委員

（異議なし）

【事務局】

それでは、皆様ご異議なしということで、○○委員に委員長をお願いしたいと思います。次に、副委員長につきまして、どなたかご推薦はありますか。

●委員

○○委員をお願いしてはいかがでしょうか。

【事務局】

ただいま、○○委員に副委員長をお願いしてはどうかというご意見がありましたが、いかがでしょうか。

●委員

（異議なし）

【事務局】

それでは、副委員長は○○委員をお願いしたいと思います。以後の進行につきましては、○○委員長をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

●委員長

これより、平成 29 年度第 1 回福岡県指定管理者選定委員会を開会します。

まず、議事の公開について確認させていただきます。本選定委員会の議事は、昨年度同様非公開と

し、委員会資料と議事録を公開することとしたいと思います。なお、委員会資料のうち、協議を行う上で重要かつ注意を要するものについては、委員長の判断によりお諮りしたいと思います。

また、議事録については、固有名詞は出さないで、あらかじめ委員の皆様を確認していただき、県のホームページで公開することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

●委員

(異議なし)

●委員長

それでは、只今から議事に入ります。お手元の次第に沿って、進めさせていただきます。

まずは、協議事項について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(事務局からスケジュール、選定施設の概要、指定管理者の選定方式、募集要領等について説明)

(資料 1～3、参考資料 1～3)

●委員長

どうもありがとうございました。それでは、以上、事務局の説明を踏まえ、委員の皆様から自由にご意見、ご質問をいただきたいと思います。

●委員

昨年、福岡県立久留米スポーツセンターと福岡県スポーツ科学情報センターの指定期間を 1 年間としていた理由は何でしたか。

【事務局】

久留米スポーツセンターは、現在、県の体育館と久留米市の武道場、弓道場を新たな総合体育館として建替えを行っていることから、指定期間を暫定的に 1 年延長したものです。

スポーツ科学情報センターは昨年 4 月に熊本地震の影響を受け、その修繕のため一部施設の利用を中止していることから、暫定的に現管理者を個別指定し指定期間を 1 年延長したものです。

●委員

今の 1 年間の指定期間が特別であるという理解でよいのですね。

【事務局】

その通りです。

●委員

これからの 5 年間は、全て公募、原則どおりということですね。

【事務局】

その通りです。

●委員

確認ですが、筑後広域公園にできたプールは、指定期間が少しずれるということでしたか。

【事務局】

通常、指定期間は原則 5 年間としておりますが、筑後広域公園プールにつきましては、完成時期がずれましたので、次回の選定時に、公園本体とプールを一体として指定管理者を募集できるよう、プールの指定期間を少し長くしております。

●委員

今回の指定期間の満了に合わせて、6 年ちょっとくらいになっているということですね。

【事務局】

その通りです。次回選定時に一緒に募集することになります。

●委員

プールの指定管理者は、筑後広域公園の指定管理者であるグループに、新たな事業者が組み込まれているということでしたでしょうか。

【事務局】

その通りです。構成団体に、プールの運営に詳しい事業者を組み入れて管理しております。

●委員

筑後広域公園プールについては、次回、公園本体と一緒に選定するということですね。

●委員

配点や点数のつけ方について説明はありますか？

【事務局】

次回の選定委員会の際には、採点の仕方等についてご説明します。

●委員

評価項目全体の満点は、施設によって異なってくるということですね。

【事務局】

その通りです。

●委員

細かい所ですが、スポーツ科学情報センターの 28 年度の収入で増えているのは、何か理由があるのでしょうか。

【体育スポーツ健康課】

スポーツ科学情報センターでは、アクションスクールという名称で、ヨガなどのコースを組んで自主事業を実施しており、そのスクールの収入が増えたこと等がその原因となっております。

●委員

この収入が来年以降も見込めるのであれば、来年の委託料はそこも織り込んで検討していかなければならないと思いますが、いかがですか。

【事務局】

基本的に自主事業につきましては、指定管理者のインセンティブの関係もあり、努力されて収入を増やされた実績そのままを収入として差し引くと支障がありますので、実績等を勘案して委託料を設定しているものです。

●委員

自主事業の収入が入っているわけですね。すべての施設で同様ですか。

【事務局】

施設によっては、「その他」で計上している施設もございます。

●委員

自主事業は自主事業として区別して表示することに統一した方が分かりやすいですね。

【事務局】

次回以降、統一した記載方法にできるかどうか検討いたします。

●委員

福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等についてですが、この施設のように、他の自治体と一緒にしている例は他にありますか。

【事務局】

全く同じ事例はありませんが、近い事例はあります。あまぎ水の文化村では、市施設と県施設が併存していますが、管理部分が明確に分かれるため、それぞれで管理しております。

●委員

久留米スポーツセンターの場合、久留米市も県が選定した団体と契約を結ぶということですか。

【事務局】

これまではそのような形をとっておりましたが、今回体育館を建替えまして、一つの建物の中に県有部分と市有部分が混在する状況となり、管理が複雑になるため、市から県が委託を受け、県がまとめて指定管理者を選定することとしました。

●委員

実際別々のところになったらおかしいと。久留米市は、県にお願いします、ということですね。

【事務局】

その通りです。地方自治法上の事務委託の手続きにより委託を受けております。似たような事例で逆のパターンなのが、県が市に事務を委託している、関門海峡ミュージアムです。

●委員

募集要項で、入札参加制限が「一般競争入札の参加制限」や「指名停止」等を受けている場合は契約ができないかもしれない、と記載があるが、契約できないわけではない？

【事務局】

現に指名停止を受けている場合は応募資格に抵触しますが、過去に受けている場合は、評価の中で「入札参加制限等」について評価を行うこととしております。

●委員

何年経ったらカウントしない、など時効のようなものはありますか。

【事務局】

過去5年を基準にしております。

●委員

今回の選定対象6施設は何サイクル目くらいになっていますか。

【事務局】

指定管理者制度を導入してから概ね3巡目から4巡目となっております。

●委員

その間、指定管理者は入れ替わっていますか？

【事務局】

施設により入れ替わっているところもあればそうでないところもあります。

●委員

次回の選定委員会では、上位何社かについて見るのでしたか。

【事務局】

いえ、公募があったものは全て評価を行い、選定委員会でご意見をいただきます。

●委員

今度の6施設について、過去に1社しか応募していないという施設はありますか？

【事務局】

いずれの施設も複数応募がっております。

●委員

年々事業計画書の出来栄えや見せ方も変わってきているのでしょうか。選定された事業者の事業計画書は、他の事業者は見ることはできるのですか。

【事務局】

情報公開請求の手続きを踏めば見ることはできます。

●委員

落選された事業者は、そうした情報も調べておられるでしょうね。

【事務局】

実際に開示請求された事例はございます。

●委員

だんだん内容が洗練されていくことになるのでしょうか。

【事務局】

制度が始まってから 10 年以上になりますし、多くの地方公共団体で指定管理者制度を導入しておりますので、事業者も慣れてきているという部分はあると思います。

●委員

県外の事業者が応募する場合は、それにより優劣がつくことはありますか。

【事務局】

募集要件として、県内に事務所又は事業所を置くこととしております。本社が県外にあっても、県内に事務所又は事業所があれば応募することができます。

●委員

県内に本社があるかどうかで採点に差がつくことがありますか。

【事務局】

それだけで差がつくことはありません。

●委員長

他にありますか。なければ、現地視察について事務局からご説明願います。

【事務局】

(事務局から現地視察について説明)

(資料 4)

●委員長

ありがとうございました。皆様の参加をよろしく願いいたします。

それでは、活発なご議論ありがとうございました。事務局におかれましては、各委員の意見を尊重していただきまして、指定管理者の募集が適切に行われるようお願いいたします。本日の委員会はこれにて閉会いたします。次回は団体の選定についての協議になります。委員の皆様には、また活発なご議論をお願いしたいと思います。皆様お疲れ様でした。